

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則
福島県一般旅券発給申請等手数料条例の一部を改正する条例の施行
期日を定める規則 五五

告 示

地方公務員法により分限処分をした件 五五

大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件二件 五五

保安林の指定をした旨の通知をする森林所有者等の所在が不明で
あるため当該通知の内容を掲示した件 五五

公 告

職員表彰を実施した件 五五

随意契約の相手方を決定した件 五五

肥料を登録した件 五五

肥料の登録の有効期間を更新した件 五五

肥料の検査の結果の概要を公表する件 五五

土地改良区の役員の住所に変更があった旨届出があった件 五五

土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 五五

規 則

福島県一般旅券発給申請等手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
をここに公布する。

令和五年十二月一日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第四十九号

福島県一般旅券発給申請等手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を

定める規則

福島県一般旅券発給申請等手数料条例の一部を改正する条例（令和五年福島県条例第
五十号）の施行期日は、令和五年十二月四日とする。
（国際課旅券室）

告 示

福島県告示第七百九号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第一項の規定により、
令和五年十一月三十日次のとおり分限処分をした。
令和五年十二月一日

福島県知事 内堀雅雄

一 被処分者

身分名 福島県職員

現勤務所 森林林業総室

氏名 吉岡 圭太

二 処分の内容

地方公務員法第二十八条第一項第三号の規定により分限処分として免職する。

三 その他

この分限処分の効力が発生した場合において支払うこととなる退職手当（労働基準
法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十条第一項の規定による給付を含む。）は、
福島県方法務局（福島市霞町一番四十六号）に供託する。
（人事課）

福島県告示第七百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一
項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項
の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年
十二月一日から令和六年一月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、
福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び本宮市産業部商工観光課
に備え置いて縦覧に供する。
令和五年十二月一日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カワチ薬品福島本宮店 福島県本宮市本宮館町百九十八番一ほか

二 法第八条第一項の規定により本宮市から聴取した意見の概要

意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

福島県告示第七百一十号

(商業まちづくり課)

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年十二月一日から令和六年一月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年十二月一日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)クスリのアオキ磐城守山店 福島県郡山市田村町守山字小性町百二十八番地三ほか

二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

1 経路の設定等

- (一) 交差点については、公安委員会と協議しながら設計すること。
 - (二) 開発区域に接する市道について、開発後も支障がないように設計すること。
 - (三) 開発区域に接する国道について、国と別途協議し、市道と接続する箇所は支障がないように設計すること。
 - (四) 法定外道水路の施工承認、許可を要するものについては、それぞれの申請書を提出し承認・許可を受けること。その際、関係地権者及び地元町内会長から同意を得ること。
 - (五) 道路法第二十四条の承認を要するものについては、道路工事施行承認申請書を提出し承認を受けること。
 - (六) 道路法第三十二条の許可を要するものについては、道路占用許可申請書を提出し許可を受けること。
 - (七) 施工に際しては、市道等について、路面の損傷等が生じた場合は維持補修を行い、路面清掃及び危険防止を徹底させ、道路管理上並びに交通安全上支障のないようにすること。
 - (八) 都市計画法第三十二条の同意を得ること。
 - (九) 工事検査完了後、都市計画法第四十条の帰属の手続きを行うこと。
- 2 防犯対策への協力
事業者及び土地所有者等は、「郡山市安全で安心なまちづくり条例」の基本理念を理解し、地域社会の一員として犯罪の防止に配慮した環境と必要な措置を講じるように努め、市の防犯対策に協力すること。
- 3 騒音の発生に係る事項
(一) 原動機の定格出力が七・五キロワット以上の空気圧縮機、送風機又は冷凍機を設置する場合、騒音規制法、振動規制法又は福島県生活環境の保全等に関する条

例に基づき事前の届出をすること。(届出書添付の騒音予測書十四頁に掲載の冷凍室外機〇八「ECOVERD百八十五MA」が該当)

- (二) 届出(規制) 対象外の施設であっても、騒音により周辺住民の生活環境に被害を及ぼすことのないよう、施設の設置場所や騒音の低減について配慮すること。
 - 4 廃棄物の排出を可能な限り抑制し、かつ適切なリサイクルを推進すること。
 - 5 廃棄物の処理等に係る事項
(一) 工事期間中及び生産活動に伴い発生する廃棄物の処理に関しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令を遵守の上、対応すること。
 - (二) 郡山市産業廃棄物処理指導要綱第十九条に該当する工事を行う場合は、産業廃棄物の処理方法等について、市長に届け出ること。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百一十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定をした旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を檜葉町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
令和五年十二月一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
齊藤亀作 梶原清 松本勘右工門 株式会社磐城銀行 株式会社福島農工銀行
- 二 通知の内容の要旨
1 保安林に指定したこと。
- 2 保安林の所在場所、指定の目的及び指定後の指定施業要件については、保安林の指定をする件(令和五年福島県告示第六百三十二号)によること。

(森林保全課)

公 告

公告第二百三十一号

令和五年十一月二十八日に次のとおり職員表彰を実施したので、福島県職員表彰規程(昭和三十五年福島県訓令第五十三号)第八条の規定により公告する。
令和五年十二月一日

福島県知事 内堀 雅雄

一 表彰を受けた者
県中農林事務所須賀川農業普及所
二 事績の概要
市町村等と「キュウリ振興会議」を立ち上げ、関係機関と一体となってキュウリの出荷量増加や新規就農者の育成に取り組んだことにより、本県農業の振興に貢献したものである。

(人事課)

公告第232号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庶務システム改修業務（会計年度任用職員報酬等差額支給関係）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年12月1日

福島県知事 内堀 雅雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県庶務システム改修業務（会計年度任用職員報酬等差額支給関係） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部人事総室職員業務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年10月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
55,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

(職員業務課)

公告第二〇三三三号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、肥料を次のとおり登録した。

令和五年十二月一日

福島県知事 内堀 雅 雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量(%)		その他の 規格	氏名又は 名称	住所	登録 の有 効期 限
			窒素全量	りん 酸全 量				
867	蒸製皮 草粉	コーラ TL	10.5		その他の 制限 事項は、 公定規 格のと おり。	朝日物産 株式会社	東京 都千 代田 区東 神田 三丁 目2 番4 号	令和 11年 11月 20日

(農業総合センター)

公告第二〇三三四号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

令和五年十二月一日

福島県知事 内堀 雅 雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量(%)			その他 の規格	氏名又は 名称	住所	更新し た登録 の有効 期限
			窒素 全量	りん 酸全 量	加里 全量				
843	混合有 機質肥 料	TG混 含有機 質肥料	4.0	2.0	—	含有を 許され る有害	片倉コー プアアグ リ株式	東京 都千 代田	令和8 年12月 17日

420
号

成分の
最大量
及びそ
の他の
制限事
項は、
公定規
格のと
おり。

会社

区九
段北
一丁
目8
番10
号

(農業総合センター)

公告第二〇三三五号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、令和五年八月及び九月に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

令和五年十二月一日

福島県知事 内堀 雅 雄

令和5年8月及び9月分
(特殊肥料)

特殊肥料 の指定名	生産業者、輸 入業者又は販 売業者	届 出 名 (及び商品名)	検査の結果					備考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	C/N	水分 (%)	
堆肥	福島県立磐城 農業高等学校	牛糞、鶏糞肥料	1.1	1.7	1.9	16	25.9	
堆肥	株式会社三春 まちづくり公 社	三春の里堆肥	0.9	1.6	2.6	20	47.2	

注 主成分の略号は次のとおりである。

TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量

(農業総合センター)

公告第二〇三三六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、三穂田土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
令和五年十二月一日

福島県知事 内堀 雅雄

変更があった者の役別、氏名及び住所

役別 氏名

住所

理事 伊藤 正喜 変更前 郡山市安積町荒井字雷神二四番地の一 県営住宅〇七棟〇

〇四号

変更後 郡山市三穂田町大谷字東前田三六番地

（農村計画課）

公告第二百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和五年十二月一日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称

三穂田土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 遠藤 功記 郡山市三穂田町山口字常光一七番地

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 星野 邦男 郡山市三穂田町山口字館四番地

（農村計画課）